

退職後の医療保険制度について

差替え

1 退職後の医療保険制度

退職後に加入する医療保険制度は、下の図のとおり退職後の状況により異なります。



どの医療保険制度に加入しても、本人・家族の医療費(入院・外来)の窓口自己負担額は3割(就学前児童は2割)となります。また、高齢受給者(70歳~74歳)は、一般2割、現職並所得者3割となります。

2 任意継続組合員と国民健康保険との比較

(1) 保険料の比較

事例：年度末で退職(63歳)、配偶者・子なし、退職後は再就職しない(収入は年金のみ)

弘前市在住(試算は弘前市ホームページ「国民健康保険料試算」を参考)

退職時の年収800万円 → 退職時の標準報酬月額47万円(標準報酬月額が41万円以上の場合一律41万円)

	公的保険	公立学校共済組合(任意継続掛金)	居住する市町村(国民健康保険税)
1年目	算定基礎額	標準報酬月額(41万円)	前年の年収(R7.1~R7.12) 800万円
	保険料	約55万円	約92万円
2年目	算定基礎額	標準報酬月額(41万円)	前年の年収(R8.1~R8.12) 150万円
	保険料	約55万円	約13万円
比較ポイント		1年目も2年目も基礎額は変わらない	前年の収入が基礎となる

※ 1年目は国民健康保険税に比べて任意継続掛金の方が安いですが、2年目は国民健康保険税が安くなる。

ただし、国民健康保険には扶養制度がありませんので、御家族の人数によっては上記の通りとはなりません。詳細は居住市町村の担当課へお問合せください。

(2) 医療費等の比較

事例：病院の窓口で1カ月に15万円支払った場合(医療費は50万円)

	公的保険	公立学校共済組合(任意継続組掛金)	居住する市町村(国民健康保険税)
負担	負担割合	3割	3割
	窓口負担額	15万円	15万円
給付	高額療養費	67,570円	67,570円
	一部負担金払戻金	57,400円	(制度なし)
比較ポイント		附加給付(一部負担金払戻金)あり	附加給付なし

3 任意継続組合員制度

(1) 制度の概要

任意継続組合員制度は、申出 процедуруすることにより、退職後も引き続き最長2年間(掛金は年度毎に納入)、公立学校共済組合の短期給付や福祉事業の一部等を利用することができます。

任意継続組合員の概要	
加入資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方 例) 組合員期間が、R7.4/1~R8.3/31→加入資格なし、R7.4/1~R8.4/1→加入資格あり
加入期間	退職の日の翌日から最長2年
申出期間	退職の日から起算して20日以内 (ただし、年度末退職者については、事務処理の都合上、締切日を早めています。)
掛金額算出方法(参考月額)	<p>お支払いいただく掛金は、「短期任意継続掛金」、「子ども・子育て支援任意継続掛金」及び「介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方が対象)」の3種類です。</p> <p>※ 子ども・子育て支援金制度は、少子化対策の抜本的強化に当たり、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みであり、令和8年4月から徴収されることとなっています。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> $\text{掛金額} = \text{標準報酬月額} \times \text{掛金率}$ <p>① 御自身の退職時の標準報酬月額</p> <p>② 全組合員の平均標準報酬月額(410,000円)</p> <p>③ 掛金率 令和8年度：短期93.2/1000、子ども・子育て2.3/1000、介護15.76/1000</p> </div> <p>※標準報酬額ごとの掛金は別紙「令和8年度任意継続掛金一覧表」を御参照ください。</p> <p>〔 現職時の掛金は、本人と事業主が1/2ずつ負担していましたが、任意継続組合員の場合は事業主負担がありませんので、全額自己負担となっています。 〕</p>